

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○療育手帳交付規則の一部を改正する規則

（障害福祉課）

一

○厚生年金住宅の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則

（住 宅 課）

一

○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（ 同 ）

一

告 示

○国土調査の成果の認証

（土地対策課）

二

○保安林の指定の解除の予定

（森林整備課）

二

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）

（都市計画課）

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築宅地課）

四

教 育 委 員 会

○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

（ 同 ）

四

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

（ 同 ）

五

規 則

療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

療育手帳交付規則の一部を改正する規則

療育手帳交付規則（平成十二年宮城県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

厚生年金住宅の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

厚生年金住宅の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則

厚生年金住宅の貸付け等に関する規則（昭和四十年宮城県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「又は寄附行為」を削る。

様式第一号中「~~又は寄附行為~~」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「以下この条において同じ。」が八六、一〇〇円を「以下この条及び第三十一条第一項第一号において同じ。」が七万二千八百円」に改める。

第三十一条第一項第一号中「（令第一条第三号に規定する収入をいう。）が八万六千円」を「が基準額」に改める。

様式第七号中

様式第七号中

学 事 出 発	出 入 可 能 日 付
---------	-------------

住宅管理補助員	氏 名	住所番号
今後の手続	入居可能日から7日以内に入居し、入居を完了した日から15日以内に県営住宅入居(同居)届(様式第8号)を提出してください。	

を

家 賃 月 額	円	入 居 可 能 日	年 月 日
今後の手続	入居可能日から7日以内に入居し、入居を完了した日から15日以内に県営住宅入居(同居)届(様式第8号)を提出してください。		

に

「 様式第十号中

「 3 婚姻予約中の方は、所定の婚姻予約確認書(様式第3号)を添付してください。

4 住民票の写しを添付してください。

5 戸籍抄本等入居者との関係を証する書類を添付してください。

6 入居(同居)者欄には、構成人員個々について記入し、また、所得のある方は年間総所得額を記載し、その方の1又は2の書類を添付してください。

「 3 入居者との関係を証する書類を添付してください。

(1) 婚姻予約中の方は、所定の婚姻予約確認書(様式第3号)

(2) その他の方は、入居者との関係を証する戸籍抄本等の書類

4 入居(同居)者欄には、構成人員個々について記入し、また、所得のある方は年間総所得額を記載し、その方の1又は2の書類を添付してください。

を

「 様式第十号中

「認定します」や「認定し、 年 月分からの割増賃料の月額を下記のとおりと決定しました」は、「認定した収入の額に基づき、平成 年 月分からの割増賃料の月額を下記のとおりと決定しました」や「あなたの収入が収入基準を超えていることから、同条第4項の規定により改良県営住宅を明け渡すように努めてください」となります。

取 扱

(施行期日)

1 「1」の規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、様式第七号、様式第十号及び様式第十七号の改正規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正後の県営住宅条例施行規則第十二条第一号及び第三十一条第一号第一号の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、第十二条第一号中「七万二千八百円」とあるのは「八万六千六百円」と、第三十一条第一号中「基準額」とあるのは「八万六千六百円」とする。

一 平成二十一年四月一日において現に県営住宅に入居している者

二 平成二十一年四月一日現在における県営住宅条例施行規則第三十一条第一号に規定する使用者又は同居者

3 改正前の県営住宅条例施行規則の規定による様式第七号及び様式第十号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の県営住宅条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

仙台市

二 調査を行った時期

平成十九年度

三 成果の名称

仙台市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

仙台市青葉区字沢字青野木の一部

五 認証年月日

平成二十年十月十六日

○宮城県告示第十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十月二十四日

商号又は名称及び代表者の氏名 ダイヤ建設株式会社 橋 清	主たる営業所の所在地 ・石巻市和刈字小金袋三・六十一	建設許可番号 般・十七千五十七号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	受付年月日 平成二十年九月二十九日
			解除予定保安林の所在場所 仙台市若林区(国有林。次の図に示す部分に限る。)	宮城県知事 村 井 嘉 浩
			保安林として指定された目的 潮害の防備	宮城県知事 村 井 嘉 浩
			解除の理由 河川管理施設用地とするため	宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九九号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

株式会社仙台不動産管理センター 田村 啓三	多賀城市町前三丁目一四十二 般・十八千七百七十四号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 塗装工事業	平成二十年九月十六日
エス・エス・コーポレーション株式会社 橋本 修	多賀城市八幡二丁目六十一 般・十五千七百七十五号	一部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十年九月二十九日
株式会社レントルシステム東北 武田 昌幸	仙台市宮城野区扇町三丁目六・二十一 般・十五千二百三十七号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十年九月十七日
有限会社チバ工業 千葉 恒	大崎市古川狐塚字押堀十九・一 般・十九千四百九十号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年九月二十四日
有限会社さきくち内装 菊地 茂男	仙台市太白区泉崎一丁目二十四・九 般・十九千九百二十八号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十年九月二十九日
高征建設株式会社 高橋 征一	栗原市栗駒菱沼鹿島八 般・十八千五百八十五号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十年九月十九日
有限会社菊地工業所 岡野 多佳二	仙台市太白区鉤取四丁目二十一・二十 般・十六千六百三十六号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十年九月二十二日

一 都市計画の種類及び名称
 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
 2 名称 成田地区計画

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第千十号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 大清水地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
気仙沼市松崎高谷一番一、三百六十三番、三百六十五番及び三百六十五番地先水路の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
気仙沼市松崎中瀬三百二十七番
株式会社冷水

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
栗原市栗駒岩ヶ崎神南五十五番、五十六番及び五十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四十一番地一

教育委員会

株式会社薬王堂

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

宮城県教育委員会規則第十七号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「校長及び教頭」を「校長並びに副校長、教頭及び主幹教諭」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書

出願区分	受 験 番 号
ふりがな	男・女
生 年 月 日	年 月 日生(才)
本 籍 地	写 真 上半身，正面， 脱帽で3か月以 内に撮影したも の (4cm x 4cm)
現 住 所	
居 住 地	
最 終 学 歴	学 校 科 学 部 年 年 月 卒業 月 修了
免 許 状	学 校 教 諭 専 修 種 種 学 校 教 諭 専 修 種 (教 科) 学 校 教 諭 専 修 種 (教 科) 年 月 年 月 取得 日 取得 日 取得
研 究 科 目	
特 技	
勤 務 先 (職名まで)	

(注) 1 印の欄は記入しないこと。

2 出願区分の欄には、校長，副校長，教頭又は主幹教諭のいずれかを記入すること。

様式第31号中

校長・教頭としての
適 格 性

校長・副校長・教頭・
主幹教諭としての
適 格 性

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

宮城県教育委員会規則第十八号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

「県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。」

別表第三第一号の表宮城県立盲学校の項中

「一四 一一」を「一一 一四」に改め、同表

宮城県立光明養護学校の項中

「五五 五二 四四」を「四九 五五 五一」に改め、同表

宮城県立西多賀養護学校の項中

「三 六 九」を「六 三 六」に改め、同表

宮城県立石巻養護学校の項中

「三八 三〇 一六」を「三五 三八 三〇」に改め、同表

県立気仙沼養護学校の項中

「一六」を「一九」に改め、同表宮城県立名取養護学校の項中

「二八 二七 二二」を

「四六 二八 二七」に改め、同表宮城県立角田養護学校の項中

「二七 二七 二七」を

「二四 二七 二七」に改め、同表宮城県立迫養護学校の項中

一九
二一
一九

を

一六
一九
二一

に改め、同表宮城県立金成養護学校の項中

八
を
一六

に改め、同表宮城県立古川養護学校の項中

三〇
二七
二五

を

二七
三〇
二七

に改め、同表宮城県立船岡養護学校の項中

一三三
二〇
一三三

を

二〇
二三
二〇

に改め、同表宮城県立山元養護学校の項中

一九
二二
八

を

一一
一九
二二

に改め、同表宮城県立利府養護学校の項中

三八
三三
三〇

を

四三
三八
三三

に改め、同表宮城県立養護学校岩沼高等学園の項中

四八
四〇

を

四〇
四八

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。